

千葉県現場研究員実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、千葉県現場研究員（以下「研究員」という。）に、本市学校教育の課題を踏まえ、自己の研究テーマの解明にあたって研究を進めさせることにより、各自の力量を高めるとともに、各学校の研究の推進者を育成することを目的とする。

（対象）

第2条 千葉県教育委員会は、勤務校の校長の推薦を受けたものの中から、次の各号により、研究員を選考する。

- （1）教職経験年数6年以上、20年経験者研修受講前までで、千葉市在職3年以上であること。
- （2）研究内容が千葉県学校教育の課題解明や今後の各教科等及びその他の教育活動の研究に役立つとともに成果が期待できるものであること。
- （3）これまでの研究歴、県・市教育団体等での経歴、勤務校での分掌等において相応の実績があること。
- （4）研究の機会を均等にするため、同一校からの推薦は原則として2人までとする。
- （5）選考する定員は最大60人までとする。

（研究期間）

第3条 研究期間は、研究員として選考された当該年度の3月31日までとする。

（研究課題）

第4条 研究は、次の部門の中から課題を設定して行うものとする。

- （1）教科
 - ※国語科（書写・学校図書館教育を含む。）
 - ※外国語科（外国語活動を含む。）
- （2）特別の教科 道徳（道徳・人権教育を含む。）
- （3）総合的な学習の時間
- （4）特別活動
- （5）特別支援教育
- （6）情報教育（視聴覚メディアを含む。）
- （7）学年・学級経営
- （8）生徒指導・教育相談
- （9）健康・安全・保健教育
- （10）国際教育
- （11）環境教育（学校園を含む。）
- （12）キャリア教育（進路指導を含む。）
- （13）ボランティア教育
- （14）その他

（計画書及び報告書の提出）

第5条 研究員は、研究に当たり、千葉県教育委員会に対して、あらかじめ研究計画書を提出し、また、2度の中間報告をし、研究終了後は速やかに研究報告書を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。